

しんきん法人インターネットバンキング不正送金被害の補償規定

(令和7年5月14日現在)

(補償するサービス)

第1条 しんきん法人インターネットバンキングサービス（以下「本サービス」といいます）にかかる取引において、契約者ID（利用者番号）、利用者ID、利用者暗証番号、利用者確認暗証番号、ワンタイムパスワード等または電子証明書の盗取等により行われた不正な資金移動等（以下「不正送金」といいます）が発生した場合、当金庫は、法人、組合、これに準じる団体若しくは組織または事業者たる個人（以下これらを単に「法人」といいます）のお客様（以下「お客様」といいます）に対し、当該不正送金の額及びこれらにかかる手数料・利息に相当する金額を、第4条に規定する金額を上限に補償いたします。

(補償の前提条件)

第2条 お客様は、次の各号の全ての条件を満たす場合に限り、当金庫に対し、不正送金にかかる損害の補償の請求を行うことができます。但し、第5条以下の規定により全部または一部の補償をしない場合があります。

- (1) お客様が本サービスによる不正送金の被害を認識した後、お客様において、これを当金庫に速やかにご通知いただいていること。
- (2) 当金庫の調査に対し、お客様において、十分なご説明をいただいていること。
- (3) お客様が警察に速やかに被害の届出を行い、その捜査に適切な協力をしておられること。

(補償対象期間)

第3条 補償対象となる不正送金被害は、不正送金の被害が発生した旨の通知を当金庫が受理した日の前日から起算して30日前までの31日間に発生したものに限るものとし、同期間外の不正送金については補償の対象とはなりません。

(補償限度額)

第4条 お客様が不正送金の被害に遭われた場合、1契約（1法人）につき、1年間1000万円を上限として補償いたします。但し、1年間は、毎年12月1日午後4時から翌年12月1日午後4時までの期間とします。

(補償しない場合)

第5条 当金庫は、お客様について、第2条の前提条件を満たしている場合でも、次のいずれかに該当する場合には補償いたしません。

- (1) 不正送金が行われたことについて、次のいずれかに該当する場合。
 - ① 不正送金が、第三者との共謀、または、お客様の故意若しくは重大な過失により行われた場合。なお、②若しくは③の対象者による上記各行為も同様とします。
 - ② 当該不正送金が、お客様の役員、従業員若しくは使用人等（パート、アルバイト、派遣社員等を含みます）によって行われた場合またはそれらの者が加担した盗用によって行われた場合。
 - ③ 当該不正送金が、お客様（お客様が法人の場合はその役員）の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人若しくは家事使用人によって行われた場合、または、それらの者が加担した盗用によって行われた場合。
 - ④ お客様が、不正送金の被害状況やセキュリティ対策の実施状況その他関連する一切の事実についての説明を当金庫に対し行うにあたり、お客様が当該内容における重要事項について虚偽の説明を行った場合。なお、②若しくは③の対象者が、上記と同様に虚偽の説明を行った場合も同様とします。
 - ⑤ 第三者に本サービスを強要されて、お客様または②若しくは③の対象者が、不正使用をした場合。
 - ⑥ 第三者に譲渡、貸与または担保提供したパーソナルコンピュータにより不正な操作が行われた場合。
- (2) 戦争、天災地変、暴動その他これらに類する著しい社会秩序の混乱に乗じて、または、これらに付随して不正送金が行われた場合。

(重大な過失に該当する場合)

第6条 前条(1)①におけるお客様の「重大な過失」を以下のとおり例示いたします。なお、「重大な過失」は、必ずしも以下の各号に限定されるものではありません。

- (1) 当金庫が指定したセキュリティ対策を実施しない場合（電子証明書未導入、ワンタイムパスワード未導入等）。
- (2) 容易にセキュリティ対策を導入・実施できるにもかかわらず、お客様がセキュリティ対策を実施しなかった場合（セキュリティ対策ソフトの未導入・期限切れを含みます）。

- (3) お客様が本サービス利用のために使用しているパーソナルコンピューターにインストールされているOS・ブラウザ・各種ソフトウェアについて、メーカー等のサポート期限が終了しているものを継続して使用している場合。
- (4) お客様が、正当な理由なく、お客様以外の者に対し、ID・パスワード等を伝達若しくは回答しまたはお客様カードやトークン等を交付等していた場合や盗難にあったお客様カードに利用者パスワードを記載していた場合等、ID・パスワード等の管理に重大な過失がある場合
- (5) 当金庫が各種注意事項を示しているにもかかわらず、その方法で、メール型フィッシングに騙されるなど、不用意にID・パスワード等を入力していた場合。
- (6) 本サービス利用のために使用しているパーソナルコンピューターについて、盗難の被害に遭い若しくはこれを紛失し、かつ、お客様が、盗取若しくは紛失にかかる機器内またはクラウドサーバー等にID・パスワード等を保存していた場合。
- (7) その他、お客様に上記と同程度の著しい注意義務違反が認められる場合。

2 当金庫は、前項(1)から(7)のいずれかの重大な過失に該当する場合であっても、導入または実施できないことに正当な事由がある場合等の諸般の事情を考慮の上、当金庫の判断にて例外的に不正送金額の全額または一部をお支払いすることがあります。

(補償の減額等)

第7条 次のいずれかに該当する場合には、補償の減額をすることがあります。

- (1) 本サービスの利用のために使用しているパーソナルコンピューターにインストールされているOS・ブラウザ・各種ソフトウェア等について、これらを最新の状態に更新せず、長期間放置していた場合。
- (2) セキュリティソフトを最新の状態で稼働させていない場合。
- (3) パスワードの変更を定期的に行わないなど、ID・パスワード等が適切に管理されていない場合。
- (4) 当金庫が推奨する環境で本サービスの利用をしていない場合。
- (5) その他、お客様に上記と同程度の注意義務違反があると認められる場合。

(補償対象からの除外)

第8条 次のいずれかに該当する場合には、当金庫は、当該各場合における当該額を、本来の補償額から減額してお支払いします。

- (1) 不正送金が、お客様またはお客様と同視できる関係の者の口座への振込である場合、当該振込額。
- (2) お客様が不正送金を行った者から、不正送金にかかる損害賠償または不当利得の返還(組戻しによる回収を含みます)、その他方法若しくは根拠の如何を問わず利益を得た場合、賠償額、返還額または利益に相当する額。
- (3) お客様が、自ら加入する保険会社または共済組合等から、不正送金に関し、保険金または共済金の支払を受けた場合、当該受領額。

(払戻請求権の消滅)

第9条 当金庫が不正送金の被害にかかる損害の補償を行った場合、当該補償を行った金額の限度において、不正送金の被害の支払原資となった預金の払戻請求権は消滅するものとします。

(請求権の代位取得)

第10条 当金庫が不正送金にかかる損害の補償を行った場合、当金庫は、当該補償を行った金額の限度において、不正送金を行った者その他第三者に対しお客様が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

(補償基準の変更等)

第11条 当金庫は、新たな不正送金の手口や、当金庫が導入するセキュリティ対策等を踏まえ、本補償規定の内容をお客様に事前に通知することなくホームページ等で公表することにより任意に変更できるものとします。

- 2 本補償規定を変更した場合、同変更日以降は、変更後の内容に従い取り扱うことといたします。
- 3 本補償規定は、法人インターネットバンキング規定に優先します。

以上